

地質調査業者登録規程

改正

昭和五十二年四月十五日号外
建設省告示第七百十八号

昭和五八年五月三一日号外 建設省告示第一一八七号 「第一次改正」
昭和五九年三月二一日 建設省告示第六三四号 「第二次改正」
昭和六〇年八月二六日 建設省告示第一一六七号 「第三次改正」
平成元年四月一七日 建設省告示第一〇一二号 「第四次改正」
平成六年八月一五日 建設省告示第一八〇〇号 「第五次改正」
平成八年一一月一三日号外 建設省告示第二〇七四号 「第六次改正」
平成一一年三月一九日 建設省告示第六九八号 「第七次改正」
平成一二年三月二九日号外 建設省告示第八八九号 「第八次改正」
平成一二年一二月二〇日 建設省告示第二四二六号 「第九次改正」
平成一四年五月九日 国土交通省告示第三七七号 「第十次改正」
平成一五年四月二八日号外 国土交通省告示第四五六号 「第十一次改正」
平成一六年四月二日号外 国土交通省告示第四五〇号 「第十二次改正」
平成一六年一月九日 国土交通省告示第一三五六号 「第十三次改正」
平成一七年三月二八日 国土交通省告示第三〇〇号 「第十四次改正」
平成一七年三月二二日 国土交通省告示第三〇六号 「第十五次改正」
平成一九年三月一八日 国土交通省告示第四〇〇号 「第十六次改正」
平成二三年三月一四日 国土交通省告示第二六四号 「第十七次改正」
平成三一年三月二二日 国土交通省告示第四〇〇号 「第十八次改正」
令和元年九月一三日 国土交通省告示第五四三号 「第十九次改正」
令和二年一二月二三日 国土交通省告示第一五六一號 「第二十次改正」
令和三年三月三一日 国土交通省告示第二七六号 「第二十一一次改正」
令和四年十月三一日 国土交通省告示第二三三二号 「第二十二次改正」

(目的)

第一条 この規程は、地質調査業者の登録について必要な事項を定めることを目的とする。
(登録)

第二条 地質調査業者（地質又は土質について調査し、及び計測し、並びに解析し、及び判定することにより、土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質又は土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務を行うこと（以下「地質調査」という。）を請け負い、又は受託する営業（以下「地質調査業」という。）を営む者をいう。以下同じ。）は、この規程の定めるところにより、国土交通省に備える地質調査業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録を受けることができる。

3 第一項の登録の有効期間は、五年とする。

2 前項の登録の有効期間は、五年とする。

4 前項の登録の更新の申請があつた場合において、第二項の有効期間満了の日までにその申請に対する登録の実施又は登録をしないことの決定がなされないとときは、従前の登録は、同項の有効期間満了の後もその登録の実施又は登録をしないことの決定がなされるまでの間は、なお努力を有する。

5 前項の場合において、登録の更新がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の

登録の有効期間満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の要件)

第三条 登録を受けようとする者（前条第三項の規定により登録の更新を受けようとする者を含む。以下同じ。）は、次に該当する者でなければならない。

一 地質調査の技術上の管理をつかさどる専任の者で次のいずれかに該当するものを置く者であること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下同じ。）において別表第一項に掲げる学科を修めて卒業した後（当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）地質調査に関し十五年以上実務の経験を有する者

ロ 國土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有するものと認定した者

ハ 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による第二次試験のうち技術部門を設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）、応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を、建設一般並びに土質及び基礎とするもの又は応用理学一般及び地質とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者

二 その営業所（本店又は常時地質調査に関する契約を締結する支店若しくは事務所をいう。以下同じ。）ごとに、現場における地質又は土質の調査及び計測を管理する専任の者で次のいずれかに該当するものを置く者であること。

イ 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。）において別表第二項に掲げる学科を修めて卒業した後十年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校において別表第三項に掲げる学科を修めて卒業した（当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後八年以上地質又は土質の調査及び計測に関する実務の経験を有する者

ロ 國土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

三 地質調査に関する契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかな者でないこと。

(登録の申請)

第四条 登録を受けようとする者は、國土交通大臣に、次に掲げる事項を記載した登録申請書（別記様式第一号）を提出するものとする。

一 商号又は名称
二 営業所の名称及び所在地
三 法人である場合においてはその資本金額（出資総額を含む。）及び役員の氏名、個人である場合においてはその氏名及び支配人があるときはその者の氏名

四 地質調査の技術上の管理をつかさどる者で前条第一号イ、ロ又はハに該当するものの氏名
五 現場における地質又は土質の調査及び計測を管理する者で前条第二号イ又はロに該当するものの氏名
六 他に営業又は事業を行つてゐる場合においては、その営業又は事業の種類

前項の規定による登録申請書の提出は、登録の更新を受けようとする者にあつては、

登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に行うものとする。

3 第一項の登録申請書には、次に掲げる書類（登録の更新を受けようとする者にあつては、第四号から第六号まで、第十一号及び第十二号に掲げる書類）を添付するものとする。

一 地質調査経歴書（別記様式第二号）

二 直前三年の各事業年度における事業収入金額（他に営業又は事業を行つている場合においては、当該営業又は事業に係る収入金額を除く。）を記載した書面（別記様式第三号）

三 使用人數を記載した書面（別記様式第四号）

四 前条第一号及び第二号に規定する要件を備えていることを証する書面（別記様式第五号）

五 登録を受けようとする者（法人である場合においては当該法人及びその役員、個人である場合においてはその者及び支配人）及び法定代理人が第六条第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面（別記様式第六号）

六 登録を受けようとする者（法人である場合においてはその役員、個人である場合においてはその者及び支配人）及び法定代理人の略歴書（別記様式第七号）

七 登録を受けようとする者に所属する技術者の一覧表（別記様式第八号）

八 法人である場合においては、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の価額を記載した書面（別記様式第九号）

九 法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 直前一年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

ロ 直前一年の各事業年度の財務に関する事項を記載した一覧表（別記様式第十号）

ハ 直前一年の各事業年度の完成業務原価報告書（別記様式第十一号）

十 個人である場合においては、直前一年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書（別記様式第十二号及び第十三号）

十一 商業登記がなされている場合においては、登記事項証明書

十二 営業の沿革を記載した書面（別記様式第十四号）

十三 地質調査業者の組織する団体に所属する場合においては、当該団体の名称及び当該団体に所属した年月日を記載した書面（別記様式第十五号）

十四 登録を受けようとする者は、関係書類正本一通を提出するものとする。

（登録の実施）

十五条 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請があつた場合において、登録を受けようとする者が次の各号のいずれか（登録の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第三号から第十号までのいずれか）に該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類中に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。

（登録をしない場合）

十六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請があつた場合において、登録を受けようとする者が次の各号のいずれか（登録の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第三号から第十号までのいずれか）に該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類中に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。

一 精神の機能の障害により地質調査業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- 二 第十二条第一項第四号、第八号、第十号又は第十一号に該当することにより登録を消除され、その消除の日から二年を経過しない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等处罚に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 六 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 七 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 八 法人でその役員のうちに第一号から第六号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者については、その者が第十二条第一項の規定により登録を消除される以前から当該法人の役員であつた者を除く。）のあるもの
- 九 個人でその支配人のうちに第一号から第六号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者については、その者が第十二条第一項の規定により登録を消除される以前から当該個人の支配人であつた者を除く。）のあるもの
- 十 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により登録をしない場合においては、遅滞なく、理由を付してその旨を当該申請をした者に通知するものとする。
(現況報告書の提出)
- 第七条 登録を受けた者（第二条第三項の規定により登録の更新を受けた者を含む。以下同じ。）は、毎事業年度経過後四月以内に、現況報告書（別記様式第十六号）及び第四条第三項第九号（口を除く。）又は第十号に掲げる書類を国土交通大臣に提出するものとする。
- 2 第四条第四項の規定は、前項の書類の提出について準用する。
(変更等の届出)
- 第八条 登録を受けた者は、第四条第一項各号に掲げる事項について変更があつた場合においては、三十日以内に、その旨の変更届出書（別記様式第十七号）及びその変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書類を国土交通大臣に提出するものとする。
- 一 第四条第一項第一号から第三号までに 当該変更に係る登記事項を記載した登記要とする場合に限る。
- 二 第四条第一項第二号に掲げる事項のうち當該當業所に係る第四条第三項第四号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）
掲げる書面
- 三 第四条第一項第三号に掲げる事項のうち當該役員又は支配人に係る第四条第三項役員又は支配人の新任に係る変更
第五号及び第六号に掲げる書類

四 第四条第一項第四号又は第五号に掲げ

当該変更に係る第四条第三項第四号に掲げる書面

2

第四条第四項の規定は前項の変更届出書又は同項各号の書類の提出について、第五条及び第六条の規定は前項の変更届出書の提出があつた場合について準用する。

3

登録を受けた者は、第三条第一号若しくは第一号に規定する要件を欠くに至つたとき、又は第六条第一項第一号若しくは第三号から第十号までの規定に該当するに至つたときは、二週間以内に、その旨を書面で国土交通大臣に届け出るものとする。

(廃業等の届出)

第九条 登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出るものとする。

一 死亡したときは、その相続人

二 法人が合併により消滅したときは、その役員であつた者

三 法人が破産手続開始の決定により解散したときは、その破産管財人

四 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したときは、その清算人

五 地質調査業を廃止したときは、当該登録を受けた者（法人にあつては、その役員）（勧告）

第十条 国土交通大臣は、登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、その業務の適正な運営を確保するため必要な勧告をすることができる。

一 この規程に違反したとき。

二 その業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。

(登録の停止)

第十一条 国土交通大臣は、登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、一年以内の期間を定めて、その登録の全部又は一部を停止することができる。

一 前条各号のいずれかに該当するとき。

二 前条の規定による勧告に従わないとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録を停止した場合には、登録停止簿に当該停止

の事実及びその理由を明示するものとする。

3 第一項の規定により登録を停止された者は、停止の期間中は、登録を受けていることを表示してはならないものとする。

4 第六条第二項の規定は、第一項の規定により登録の全部又は一部を停止した場合について準用する。

(登録の消除)

第十二条 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、当該登録を受けた者の登録の全部又は一部を消除するものとする。

一 第九条の規定による届出があつたとき。

二 前号の届出がなくて第九条各号のいずれかに該当する事実が判明したとき。

三 登録の有効期間満了の際、登録の更新の申請がなかつたとき。

四 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。

五 第八条第三項の規定による届出があつたとき。

六 前号の届出がなくて第三条第一号又は第二号に規定する要件を欠くに至つたことが判明したとき。

七 第五号の届出がなくて第六条第一項第一号又は第三号から第十号までの規定に該当するに至つたことが判明したとき。

八 第十条第二号に該当し情状が特に重いとき。

九 正當な理由がなくて第七条第一項の現況報告書又は第八条第一項の変更届出書の提出を怠つたとき。

十 第七条第一項の現況報告書中に重要な事項についての虚偽の記載があることが判明したとき。

十一 前条第三項の規定に違反したとき。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定により登録の全部又は一部を消除した場合について準用する。

第十三条 國土交通大臣は、その登録を受けた者の事務所の所在地を確知できないとき、又はその登録を受けた者の所在（法人である場合においてはその役員の所在をいい、個人である場合においてはその者又はその支配人の所在をいう。）を確知できないときは、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該登録を受けた者から申出がないときは、当該登録を受けた者の登録を消除することができる。

（弁明の聴取）

第十四条 國土交通大臣は、第十一条第一項の規定による登録の停止又は第十二条第一項の規定による消除をしようとするときは、弁明の聴取を行うものとする。ただし、消除理由が、第十二条第一項第一号から第三号まで、同項第五号から第七号まで及び同項第九号の各号のいずれかに該当する場合であつて、それらの事実が届出その他の客観的な資料により直接証明されたときは、弁明の聴取を行わないものとする。

2 前項による弁明の聴取を行う場合にあつては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定に準じて行うものとする。

（登録簿等の閲覧等）

第十五条 國土交通大臣は、登録簿及び登録停止簿並びに第四条第三項、第七条第一項及び第八条第一項に規定する書類（別記様式第七号別表及び別記様式第九号及び別に規定する書面を除く。）又はこれらの写しを公衆の閲覧に供するものとする。

1 国、地方公共団体その他の者は、地質調査の発注に關し必要がある場合においては、第七条第一項の現況報告書の写しを國土交通大臣に求めることができる。

（電子情報処理組織による手続）

第十六条 第四条第一項若しくは第三項、第七条第一項又は第八条第一項若しくは第三項の書類を提出しようとする者は、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべき事項を電子情報処理組織（國土交通大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と、これらの規定による書類の提出をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により提供することができる。この場合においては、当該書類が提出されたものとみなし、第四条第四項（第七条第二項及び第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（権限の委任）

第十七条 この告示に規定する國土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものの以外のものは、登録を受けようとする者又は登録を受けた者の主たる営業所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

一 第三条第一号イの実務の経験を審査し、及び同号ロの規定により認定すること。
二 第三条第二号イの実務の経験を審査し、及び同号ロの規定により認定すること。

別表（第三条関係）

1	2	3
建築学、鉱山学、地学又は物理学に関する学科	土木工学、建築学、鉱山学、地学、物理学又は機械工学に関する学科	土木工学（農業土木又は森林土木に関する学科を含む。この表において同じ。）、
土木工学、建築学、地質工学又は機械工学に関する学科	土木工学、建築学、地学、物理学又は機械工学に関する学科	

別記様式（略）